

労働相談

Q&A



寄せられた相談をもとに、お答えします。

Q 病気やけがで会社を休んだときに支給される傷病手当金について教えてください。

A 病気やけがで会社を休んでいる間、会社から給与が支給されない場合、ご本人やご家族の生活保障のために健康保険から傷病手当金が支給されます。傷病手当金が支給されるためには、以下の4点をすべて満たしている必要があります。

【支給条件】

① 業務外の事由による病気やけがの療養のために休業していること

健康保険の給付として受ける療養だけでなく、自費で診療を受けている場合でも、仕事に就くことができないことが証明されれば傷病手当金の支給対象となります（※新型コロナウイルス感染症も対象となることがあります）。ただし、業務中の病気やけがや病気とみなされないもの（美容整形）は傷病手当金の対象外となります。

② 仕事に就くことができないこと

仕事に就くことができない状態の判断は、医師等の意見をもとに、被保険者の仕事の内容を考慮して判断されます。

③ 連続する3日間を含めて4日以上仕事に就けなかったこと

業務外の事由による病気やけがの療養のために仕事を休んだ日から連続して3日間（「待期」といいます）の後、4日以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。この3日間には、年次有給休暇、土日・祝日等の公休日も含まれます。なお、勤務時間中に業務外の事由で発生した病気やけがについて仕事に就くことができない状態となったときは、その日が3日間（待期）の初日となります。

④ 休業した期間について給与の支払いがないこと

休業した期間について会社から給与が支払われている場合は、傷病手当金は支給されません。

ただし、給与が支払われている場合でも、その額が傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額が支給されます。

【支給期間】

令和4年1月1日より傷病手当金が支給される期間が、支給を開始した日から通算して1年6ヶ月となりました。「通算して1年6ヶ月」とは、例えば入退院を繰り返すなど支給を受けていた期間と出勤した期間がある場合、「支給を受けていた期間のみを通算する」ということです。ただし、支給を開始した日が令和2年7月1日以前の場合には、支給を開始した日から最長1年6ヶ月となります。こちらの「最長1年6ヶ月」というのは、「支給を受けていた期間と出勤した期間を合わせた期間」です。

【支給額】

1日あたりの支給額 = 支給開始日以前の12ヶ月間の各月の標準報酬月額の前平均額 ÷ 30日 × $\frac{2}{3}$

（簡単な計算例）

毎月の給与が200,000円の場合（標準報酬月額の前平均額が200,000円の例）

$200,000円 \div 30日 \times \frac{2}{3} = 4,447円 \cdots$ 1日あたりの支給額

※「30日」で割った数字の1の位を四捨五入します。

※「1日あたりの支給額」に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入します。

傷病手当金について詳しくは、[協会けんぽ宮崎支部](#)にご相談ください。

【協会けんぽ宮崎支部】

住所 〒880-0546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
電話番号 0985-35-5364（自動音声ガイダンスにて案内しています）

宮崎県中小企業労働相談所

検索

◆お問合せ先◆ 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL：0985-26-7106

<労働相談> お気軽にお電話ください!

宮崎 0985-44-2618 日南 0987-22-2714
都城 0986-23-4518 延岡 0982-33-2862
（受付時間 平日8:30～12:00、13:00～17:00）
県では、県内4箇所に中小企業労働相談所を設置し、労使双方からの労働に関する様々な相談を受け付けています。費用は、無料です。

◎メール相談は⇒koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp